

三宅町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施しますので公告します。

令和7年5月9日

三宅町長 森田 浩司

1 業務概要

- (1) 業務名 三宅町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容 別紙「三宅町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりに

2 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項の全ての要件を満たしていること。

- (1) 奈良県内に本社又は支社等の拠点があり、令和7・8年度の三宅町入札参加資格者名簿において土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタントの「都市及び地方計画」に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (3) 奈良県における入札参加資格停止及び入札参加資格保留の措置を受けていないこと（公告日から受託候補者特定の日まで）。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 過去10年以内（平成27年度～令和6年度）に、本業務と同種の業務を受託した実績があること。

(9) 次の要件を満たす技術者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者、担当技術者を兼ねることはできないものとする。

ア 管理技術者

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）の資格を有すること。
- ・過去10年以内（平成27年度～令和6年度）に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定又は改定の実績を有すること。

イ 照査技術者

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。

ウ 担当者技術者

- ・技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有すること。
- ・過去10年以内（平成27年度～令和6年度）に都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定又は改定の実績を有すること。

3 プロポーザル参加申込手続き等

(1) 担当部署（書類の提出先・問合せ先）

三宅町役場 公共インフラ整備推進部 まちづくり推進課

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂181-1（分庁舎 2階）

TEL 0745-44-3075（直通）

E-mail machi@town.miyake.lg.jp

(2) 応募書類の配布等

ア 配布方法 三宅町公式ホームページにて掲載

イ 配布期間 令和7年5月9日（金）から令和7年5月19日（月）まで

(3) 受託事業者の選定

別紙「三宅町都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」のとおり

(4) 参加意思表明書、企画提案書の提出等

実施要領のとおり

4 その他

(1) その他詳細については、実施要領及び仕様書等を確認すること。